

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「自主性を高めながら、知・徳・体の調和のとれた生徒」を育成のために、「大阪市立東陽中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

### ① 学校及び教職員の責務

生徒が安心して学校生活が送り、生き生きとして学校活動が行えるよう、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、迅速かつ適切にこれを対処し、さらにその再発防止に努める。

### ② 未然防止のための取組み

生徒一人一人が大切にされているという実感を持たせ、いじめを絶対に許さない学校の雰囲気を作るため、道徳教育・人権教育の充実を図る。

### ③ 早期発見のための取組み

平常の学校生活における小さな予兆を見逃さないように努めるとともに、定期的アンケート調査・教育相談・電話連絡窓口の周知等を行う。生徒がいじめについて相談しやすい体制の充実を図ることで早期発見に努める。また、保護者・地域と連携をすすめ、早期発見に努める。

### **3. いじめの未然防止についての取組み**

#### **<基本姿勢>**

いじめは、どの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組みを全教職員で行う。

#### **(1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）**

##### **①学習規律の確立に向けた取組み**

学校は学びの場であることの意識を深め、落ち着いた学習環境づくりを行う。

##### **③わかる授業づくりに向けた取組み**

研究授業を進めるとともに、TT・習熟度別少人数授業や復習する時間を推進し、理解の深化と基礎学力の定着を図る。また、生徒発表や班別学習の時間の増加を図る。

##### **③指導力向上に向けた取組み**

学期に1回、校内研究授業週間を設け、教員相互で指導力向上を図る。また、校外研修の参加を促進する。

#### **(2) 自己有用感を高めるために**

##### **①生徒一人一人が活躍することができる活動の充実に向けた取組み**

生徒会活動・委員会活動において、生徒が行事や集会の企画・準備・進行等並びに広報活動・ボランティア活動等が主体的に行えるよう指導・支援する。また、学級活動や部活動においても自主的活動を推進する。一方、学年通信・学年掲示等により、生徒のささいな善行でも取り上げ、感謝の言葉を添えて広く知らせる。

##### **②人とのつながりを感じることのできる集団づくりに向けた取組み**

職場体験学習、ふれあい地域防災交流会、ふれあい公園清掃等を通して、生徒と教職員・保護者・地域等とのつながりを深め、温かな思いに気づくことができるよう取組みを進める。

### (3)いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

#### ①道徳教育や学級活動の充実を図る取組み

道徳の授業では、よりよく生きる生き方や人の役に立とうとする意識を高め、仲間づくりの意識を高める。また、いじめをしない・いじめを許さないという道徳性豊かな心を育むため、学級活動を充実させる。

#### ②生命の大切さや互いに思いやることの大切さを実感できる取組み

生命の誕生(性教育)や薬物乱用防止教室等を通して、生命尊重・人権尊重の意識を高める。また、学級通信・学年通信を通して、生命の大切さや思いやりの大切さを語りかけ、その意識で行動することの素晴らしさを感じさせる。

#### ④傍観者もいじめに加担していることを認識させる取組み

いじめを学校全体の問題として捉え、見て見ぬふりもいじめを助長することにつながるということが理解できるよう、学年集会・学級活動等で意識を高める。

#### ⑤情報モラルに関する取組み

携帯電話等の使用に関する情報モラル教育の充実を図るため、生徒への周知や保護者への啓発を行う。

## 4. いじめの早期発見についての取組み

#### <基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

#### ①生徒観察の充実と情報の共有化について

日頃から小さな予兆を見逃さないようにするために、学校生活における生徒の行動をきめ細かく把握する。アンケート調査（学期に1回）や教育相談の結果も活用していく。また、疑いのある行動を認知した時は、速やかに校内いじめ対策委員会に報告する。

#### ②行動変化や認知された行動の記録について

気になる変化や疑いのある行動があった場合は、5W1Hを記録する。また、記録内容は主任会・生活指導部会・職員会議・いじめ対策委員会等で情報共有する。

### ③相談活動の充実について

教員に相談しやすい環境を整えるとともに、担任による生徒全員に対する個人教育相談日を学期に1回設定する。また、養護教諭やスクールカウンセラーとの相談体制及びいじめ相談窓口を周知し、相談できる活動の充実を図る。

### ④保護者・地域・外部機関との連携について

日頃の必要に応じた家庭連絡等で相談できるようにする。また、PTA実行委員会で情報交換を行う。地域との連携については、学校協議会(年3回)等で情報交換を行う。外部機関との連携については、大阪市こども相談センターの教育相談や24時間いじめ相談ダイヤル等の利用方法を生徒・保護者に周知し、活用を啓発する。

### ⑥いじめの認知について

「いじめの芽やいじめの兆候」を早期の段階でのいじめの認知として捉え、いじめを見落とさないように努める。

### ⑦いじめ解消の確認

- ・いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。⇒少なくとも3か月を目安

- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 5. いじめの早期解決についての取組み

### <基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

### ①実態把握について

いじめと思われる事案が発覚したら、速やかに管理職・学年主任に報告し、学年又はいじめ対策委員会において指導体制・指導方針・役割分担等を明確にし、関係生徒並びに周囲の生徒から事情を聞き取り、事実の確認を行う。教職員で情報を共有し、指導方針に基づいて生徒・保護者に対応し、大阪市教育委員会や関係諸機関とも連携を図る。

## ②生徒・保護者への対応について

被害生徒には、守り抜く・秘密を守る・希望を持つ等の言葉を伝えて不安を取り除き、共感的に対応する。加害生徒には、動機や状況も聞き取り、生徒の背景にも配慮しながら指導するとともに、毅然とした態度で、いじめは許されない行為であることやいじめられる側の生徒の気持ちを認識させる。それぞれの保護者には、事実関係や双方の生徒の気持ちを伝え、必要な支援や助言を行う。併せて、以後の対応の経過報告を継続して行う。

## ③周囲の生徒への指導や学年・学校の生徒への対応について

当該生徒のプライバシーに留意しながら、学級・学年・学校の問題として生徒が考えられる場を設定し、再発防止にも努める。

## ④ネット上のいじめについて

ネット上の不適切な書き込み等によるいじめについては、問題箇所を確認し、学年・いじめ対策委員会等で指導の方向性を確認した後、当該生徒から個別に事情を聞き取る等により事実確認を行う。書き込みの削除については「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」の活用も図りながら、サイト運営事業者に削除依頼を行う。

## ⑤関係機関との連携について

いじめが犯罪として取り扱われるものと認められたら被害生徒を守り抜く立場から、警察と連携し、今後の対応を検討する。

# 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

## (1) 学校内の組織

①組織名 いじめ対策委員会

②構成メンバー 校長・教頭・生徒指導主事・教務主任・各学年主任

※ 事案に応じて、生活指導部長・人権教育主担・養護教諭・当該学級担任が加わる。

### ③役割

- ・具体的な年間計画の作成、実行、修正を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に関する情報の収集や記録、共有を行う・いじめの疑いに係わる情報があった場合には緊急会議を招集し、迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

#### ④年間計画

- 【調査等】・生徒対象いじめアンケート調査年3回（6月・11月・1月）
  - ・教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査  
年3回（6月・11月・2月）

- 【研修会】・生活指導研修会（4月・6月・10月）

### (2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ①ホームページや学校だより等により、生徒・保護者・地域へ情報発信・啓発を行う。
- ②事案が発生した時は、学校協議会会長の協力を得て協力体制を構築してもらう。
- ③地域代表者会議への情報提供と意見交換を行う。
- ④東成警察署・大阪市こども相談センター・中央サポートセンター・東成区役所子育て支援室・スクールカウンセラー等との情報交換を密に行い連携を図る。

### (3) 取組内容の検証

- ①取組内容においてPDCAサイクルを活用して検証し、「運営に関する計画」の進捗状況の評価や最終評価においても関係する努力目標について検証する。
- ②未然防止・再発防止に関しての改善を行う。また、取組評価アンケートの実施等については、教職員・PTA役員に対して行い、学校生活アンケートの実施は生徒・保護者に対して行う。

## 7. 重大事案への対処

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等の重大事案に対しては、速やかに次のような対処を行う。

- ①速やかに大阪市教育委員会へ報告し、必要に応じて警察署等の関係機関へも連絡する。
- ②いじめ対策委員会を招集して指導方針を確認し、被害生徒・加害生徒への事実確認を行う。確認後は、再度いじめ対策委員会を招集して情報の共有を行い、再度指導方針を検討・確認する。
- ③被害生徒及びその保護者並びに加害生徒の保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切かつ丁寧に提供する。
- ④必要に応じて大阪市教育委員会・警察署とも連携しながら、加害生徒の指導や被害生徒の支援等を行う。
- ⑤大阪市教育委員会へは、必要な報告を行う。

### いじめ等発見の際の流れ（指導例）

